

平成25年度第3回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

- 開催日時及び場所 平成25年12月17日(火)10時～11時30分 造幣局会議室
- 委員 松川 正毅(大阪大学大学院高等司法研究科 教授)(委員長)
 相原 隆(関西学院大学法学部 教授)
 谷口勢津夫(大阪大学大学院高等司法研究科 科長)
 和田 馨(独立行政法人造幣局 監事)
 中津 祐嗣(独立行政法人造幣局 監事)
- 審議対象 1) 契約状況の点検・見直し
 ・平成25年度第2四半期における「競争性のない随意契約」 3件
 ・平成25年度第2四半期における「一者応札・一者応募契約」 8件
 計11件
 ・競争性のない随意契約の新規案件 なし
 ・2か年度連続して一者応札・応募となった案件 3件
 ・2か年度連続して一者応札・応募となった案件で平成26年度においても競争入札等を行う予定があるもの 1件
- 2) 「随意契約等見直し計画」(平成22年5月)の実施状況

委員からの意見・質問、それに対する回答等
 下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容
 特になし

意見・質問	回答
<p>『平成25年度第2四半期における一者応札・応募契約の点検・見直し』について</p> <p>(極印表面処理装置点検及び部品交換作業について)</p> <p>・使用部品が特殊であることと交換作業を他社にさせることとは別問題ではないか。部品製造元が他社への供給を拒んでいるのであれば、それこそが競争困難な真の理由なので、そのことを明記されたい。</p>	<p>・事実関係を確認し、それに沿った書き方としたい。</p> <p>(造幣局ホームページの一者応札・応募等事案フォローアップ票(平成25年度第3回審議分)を参照)</p>

(競争性の確保対策について)

・形式上は競争が成立していても、落札者以外の業者に競争意欲がみられず、実質的には競争が成り立っていないと疑われるケースがあるように思われるが、その対策をどう考えているのか。

(落札率の公表の考え方について)

・価格の妥当性を判断するものとして、落札率が一つの判断材料として捉えられるが、落札率が公表されていないものがあるのは何故か。

『「随意契約等見直し計画」の実施状況』について

(溶解炉解体築炉作業について)

・複数者から見積を徴したと書いているものと書いていないものがあるが、複数者から見積を徴する場合とそうでない場合とがあるということか。その区別の基準如何。

・形式的には複数者による競争が成立している案件であっても、落札業者がいつも同じであり、2番札との価格差が大きいなど、実質的競争性に問題のある案件については、1者案件に準じて新規業者の開拓に努めたい。具体的には、引き続き、現場職員の知識の習得、業者への説明能力の向上、業者への声掛けを共にやって競争性を高めていくこととしたい。

・落札率を公表していないものは、将来類似の契約について、予定価格が容易に推断できないようにしているためである。

・少額随意契約案件についても、できるだけ複数者から見積を徴するよう努めているが、結果として見積を提出してくれる業者が1者しか見つからない場合もある。当該案件はそうしたケースである。